

平成28年 第2回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

平成28年2月16日 (火)

平成28年 第2回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 平成28年2月16日(木) 午後3時00分～
- 2 場所 小林中央公民館 2階 集会室
- 3 出席委員 槇健一郎 大部菌智子 山中悦郎 大角安子 中屋敷史生
- 4 参与職員 山下康代 脇村一也 河野康男 (調整職員) 野口健史
- 5 議事

(議案)

議案第5号 教育集会所運営審議会委員の委嘱について

議案第6号 小林市就学指導委員会設置条例の一部改正について

(小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正を含む)

議案第7号 小林市就学指導委員会設置条例施行規則の一部改正について

(小林市立小学校、中学校の通学区域に関する規則及び小林市教育委員会の事務局に関する規則の一部改正を含む)

議案第8号 小林市立小中学校文書取扱要領の一部改正について

議案第9号 小林市立幼稚園、小学校及び中学校情報取扱基準の一部改正について

議案第10号 小林市スクールソーシャルワーカー設置規則の制定について

議案第11号 小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正について

議案第12号 小林市スクールバスの運行に関する規則の一部改正について

議案第13号 小林市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について

議案第14号 自治公民館建設費補助金交付要綱の一部改正について

議案第15号 小林市招致外国青年任用規則の一部改正について

議案第16号 平成28年第1回市議会定例会(3月議会)の議決を経るべき議案の原案の決定について

開会 15:06

榎委員長 それでは、開会を宣言いたします。
平成28年2月9日付教育委員会告示第2号で招集いたしました平成28年第2回小林市教育委員会定例会、本日の出席委員は5名です。
ただいまから会議を開きます。
本日の会議は、告示並びにお手元配付の会議次第のとおりであります。
それでは、会議次第5. 議事に入ります。
まず、議案第5号教育集会所運営審議会委員の委嘱について、お願いいたします。
はい、どうぞ。

脇村課長 それでは、議案第5号でございます。小林市教育集会所設置条例に基づく運営審議会の委員の委嘱について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

委員名簿が、1番から10番まであります。
第6条の第3項、審議会の委員の定数は10名以内、任期は2年ということで、施行規則の中に、第13条にありますとおり、知識経験者、関係各種団体の代表者というところで、上町区長、永田町区長、本町区長、小学校長、中学校長の代表、それから教育集会所の代表、それから部落差別をなくす市民会議事務局長、人権教育の講師、学校教育課の指導主事、市長部局の人権対策担当の10名を委嘱したいということでございます。

榎委員長 それでは、委嘱に同意いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。
(はい)

ありがとうございます。

榎委員長 続きまして、第6号議案から第9号議案を一括して上程いたします。
まず、議案第6号小林市就学指導委員会設置条例の一部改正について、議案第7号小林市就学指導委員会設置条例施行規則の一部改正について、議案第8号小林市立小中学校文書取扱要領の一部改正について、議案第9号小林市立幼稚園、小学校及び中学校情報取扱基準の一部改正について、お願いいたします。

山下部長 それでは、議案第6号から第9号まで、関連がありますので一括して説明

いたします。

この改正につきましては、文言の変更であります。

文科省から通知が来ておりまして、就学指導委員会については、早期からの教育相談、支援、就学先の決定の時だけではなくて、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、機能の拡充を図るとともに、教育支援委員会という名称にすることが適当であるという通知が来ましたので、これまでの「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改めるというものでございます。

第1条で、これまで障害の「害」という字が漢字であったんですけども、これが、今、宮崎県でも、平成19年ぐらいからだと思うんですけども、漢字を平仮名の「がい」に、変えているということがありますので、小林の条例や規則等も、全て障がいの「がい」を平仮名に、今回統一しようということです。それから「就学指導」というのを「教育支援」、それから「就学指導委員会」という文言を「教育支援委員会」に改めるというものでございます。

議案第7号、ここの文言の変更なんですけれども、第2条中の「7人以内」を「8人以内」に改めというところがございしますが、第2条の(4)児童相談所の職員1人とありますが、児童相談所は、県内統一して、この就学指導委員会には、入らないという通知がありました。それで、児童相談所の職員を1人削除する代わりに、特別支援教育の担当教諭の方に、1名入ってもらうことで変更をさせていただきたいと思っております。

次の第9号も、就学指導委員会を教育支援委員会に変えるという改正になります。説明は以上になります。

榎委員長 何かご質問ありませんでしょうか。

野口 補足を1つだけですが、現在は、就学指導委員会ですが、これまでの名称が、就学判断依頼書であったものを、諮問書に変え、様式も変更することになるかと思えます。以上です。

榎委員長 何かご質問ないでしょうか。

榎委員長 それでよろしいでしょうか。(はい)

中屋敷教育長 ちょっと確認の意味で質問します。障がいという字が平仮名になった理由

があったと思いますので、もし、わかったらそれを教えてほしいということ、先ほどの第2条で、児童相談所の職員1人というのが入っていますけども、現在は入っていない思うんですが。つまり、規則の中にはあるけども、児童相談所の職員が26自治体に対応することは現実的ではないということで、これはもう削除するということになったんだろうと思うんですけども、そのあたりもまた確認をしていただいて、教えていただくとありがたいです。

山下部長 まず、1問めの障がいの「がい」なんですけれども、障がいの害という字は、悪いものとか除外するものとかというふうなものに捉えられるという意見が、障がい者の団体から出て、そこから国とか県とかがその「がい」を平仮名にという流れがあると思います。

大きな枠の中での国の法律とか、そういうものについては、まだそのまま害という漢字が使われている部分もありますが、宮崎県では、平成19年ごろから「がい」という字は平仮名にしましょう、というものがあつたのではないかと思っております。

榎委員長 ありましたよね。害という字は何か悪いイメージがあるから、害という字をなくして平仮名にするというのは、その頃からかなり出ていました。

中屋敷教育長 はい、わかりました。

榎委員長 では、それ以外の名称の変更とかはよろしいですね。(はい)

では、そういうふうにさせていただきます。

次、議案第10号小林市スクールソーシャルワーカー設置規則の制定について、議案第11号小林市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正について、説明をお願いします。

山下部長 それでは、議案第10号と第11号を一括してご提案いたします。

小林市スクールソーシャルワーカー設置規則についてということで、28年度からの新規になります。後で予算については報告いたしますが、設置規則を定めないといけないということで、大きい項目をご説明いたします。まず、趣旨、第1条ですが、「この規則は、小林市立小学校及び中学校の児童生徒及び、その家庭が抱えるいじめ、不登校、貧困等の様々な問題に対して、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技術を

用いて支援等を行うため、小林市教育委員会に設置するスクールソーシャルワーカーについて必要な事項を定める」。

次に職務ですが、第2条です。「スクールソーシャルワーカーは、次に掲げる職務を行う。」ということで、8項目あります。例えば、学校及び適応指導教室への巡回訪問、学校からの要請による学校訪問及び問題等への対応というふうに8項目載せてございます。

それから、第3条ですが、身分です、「スクールソーシャルワーカーは、非常勤の特別職とする」ということになっております。

それから、第6条です。勤務条件、第1項「スクールソーシャルワーカーの勤務日は、原則として週2日とし、年間100日以内で教育委員会が定める日とする」、「2 スクールソーシャルワーカーの勤務時間は、午前9時から午後4時までとする」となっております。

報酬、費用弁償につきましては、後ほど、第11号で、特別手当のところでご説明いたします。

この規則は、28年4月1日から施行するというので、議案第11号になります。非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正についてということで、別表の中に追加をしていただきまして、スクールソーシャルワーカー、月額1万円を追加していただく予定にしております。今度の3月議会に提案をいたす予定です。

現在、県のほうから派遣で来ていただいております。1人の人は、えびの市と小林市に派遣をしていただいているところなんですけれども、学校側からの要請とか問題等が、かなりいろいろ出てきておりますので、1人では対応が大変な状況でありますので、小林市で独自に市の予算を組みたいと思っております。

現在、県に8人いらっしゃるんですけども、28年度、12名にするということが新聞にも載ってました。小林では、さらに単独で1人配置して、取り組みたいと考えております。予算については、後ほどご説明いたします。以上です。

槇委員長 今の議案について、何かご質問はないでしょうか。

中屋敷教育長 補足ですけど、このスクールソーシャルワーカーの頭文字をとってSSW

というんですね。これは、先ほど部長から説明があったとおりなんですが、今の現状、やっぱり不登校の子どもがいたり、その背景にはいろんな要素があって、貧困があったりとか、いろいろあるわけなんです。学校がその家庭に入り込むには限度があり、教職員は、学級を持っていたり、授業があるので、家庭の中までなかなか入り込めないというところがあります。それをカバーするのがこのSSWの方で、第4条にその方の資格みたいなのが書いてありますけども、社会福祉士とか精神保健福祉士とか、そういう資格を持った人に優先的になっていただきたい。だから、そういう精神的なものもカバーしたり、家庭の状況までも把握して児童生徒を立て直すというような職務なんですけど、先ほどのように県から1名で、しかも、西諸を広域で担当しているものですから、十分な対応ができないということで、今回、新規で小林市で独自に計上したところです。

不登校の児童生徒が一人でも改善できればという考えで、今回、予算を上程するものです。以上です。

槇委員長

これはよろしいでしょうか。(はい)

それでは、よろしく願いいたします。

槇委員長

続きまして、議案第12号小林市スクールバスの運行に関する規則の一部改正について、議案第13号小林市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

はい、よろしく願いします。

山下部長

それでは、議案第12号と第13号を一括してご提案いたします。

第12号、第13号は、どちらも文言の修正によるものです。合併特例によりまず地域自治区の設置期間の満了に伴う改正であります。

これまで「須木区」と呼んでいたものを「小林市須木の区域」というふうに改めるということで、昨年の12月議会で条例はもう承認されておりますので、教育委員会が判断する須木区、野尻町区が出てくる部分についての文言の改正であります。

文言に関しましては、「須木区」と今まで言っていたものを「小林市須木の区域」と呼びます。「野尻町区」と呼んでいたものを「小林市野尻町の区域」というふうに呼びかえなければなりませんので、この文言の修正をしたい

と思っております。

合併の日が違いますので、附則に載っております。須木区は28年の3月20日から、それから、野尻町区は28年の4月1日から施行するということであってあります。以上です。

槇委員長 今の一部改正について、ご承認いただけますでしょうか。(はい)
ありがとうございます。

槇委員長 それでは、議案第14号自治公民館建設費補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

脇村課長 議案第14号自治公民館建設費補助金交付要綱の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

第3条第1項第2号中「工事契約書写し」を「工事契約書写し又は見積書写し」に、改めるということでございますが、簡易な修繕等につきましても、見積書の写しでも、申請を受け付けておりますので、監査委員からの指導もあり、改正をするものでございます。以上です。

槇委員長 今の提案に対して何かご質問ないでしょうか。(なし)
それでは、今の件、ご承認いただけますか。(はい)
ありがとうございます。

続きまして、議案第15号小林市招致外国青年任用規則の一部改正について、お願いいたします。

脇村課長 議案第15号小林市招致外国青年任用規則の一部改正について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

これは、国の任用規則の改正によるものということで、現在の規則によって説明をさせていただきたいと思っております。

第3条、「国際交流員は」とありますけれども、第1号が地方公共団体の加算部分でございます。それと、第2号の「地方公共団体」、加算はありませんけれども、この部分を「市」に改正するものであります。

それから、第4号につきましても、後段部分に「交流活動へ」というところ、下線がありますけれども、「交流活動」の後に「(学校訪問を含む。)」と加えます。現在、CIRとありますが、国際交流員が学校訪問等も行っておりますので、これを挿入したいということになります。

それから、第8条の2行目、後段部分に「当該勤務しなかった1時間につき前条第5項の」とありますが、これが「第4項」に変更になっているということで、「第5項」が無くなっております。

第1号ですが、「第4条第1項の」とあるんですけども、「第1項」を削って第4条を全て適用するというところでございます。

それから、第10条の中ほどでありますけれども、第10条の第2項「参加者の勤務時間の割り振りは、毎日午前8時30分から午後4時30分まで」とありますけれども、この「毎日」を削るということでございます。

第14条の第9号、(9)ですが、「小学校就学の始期」とありますけれども、始まりの日を終わりの日、「終期に達するまでの子」、これは、看護休暇の関係でございます。小学生まで該当をするということで改正するものです。

最後になりますけれども、1行目、「第9号までの特別休暇は、1年間の任用期間を考慮し、無給とする。」とありますけれども、下線部分を全て削るということで、特別休暇は無給とするということになります、第5号から第9号までですね。以上でございます。

榎委員長 今のご提案に関しまして、何かご質問ないでしょうか。(なし)

それでは、ご承認いただけますか。(はい)

ありがとうございます。

榎委員長 続きまして、議案第16号平成28年度第1回定例会(3月議会)の議決を経るべき議案の原案の決定について、お願いいたします。

脇村課長 議案第51号指定管理者の指定についてということで、3月定例議会に「小林市立図書館の指定管理者を指定する」という議案を上程させていただくということでございます。

指定管理を行わせる施設が小林市立図書館であり、指定管理に指定する者が、指定する期間の平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となっております。この指定に関しましては、小林市立図書館の管理に関する基本協定書(案)ということで、いろいろな定めを規定しまして、指定をするということになっているところでございます。

それから、議案第52号、同じく指定管理者の指定についてということで、

「小林総合運動公園市営プールの指定管理者を指定する」ということでございます。

指定管理者に指定する者の指定期間は、先ほどもありましたが、平成28年4月1日から、5年間の平成33年3月31日までということでございます。これにつきましても、基本協定書（案）に基づいて指定をしていただくということであります。以上です。

槇委員長

続けて、予算関係の説明をどうぞ。

山下部長

今回、3月議会に出します、3月補正と28年度当初予算になります。

まず、教育についてですが、3つのことが出ていますので、私から、学校教育課について説明をいたします。

まず、3月補正の総括表になります。予算の不用額を計算いたしまして、概ね減額をするものです。

総括表の中に出てくる事業の中で、主なものだけの予算要求書を添付してありますので、それをご説明いたします。

事務局の管理費になりますが、マイナスの要因については、保険料の減額とか、用務員の賃金の勤務日数の見込み減ということですが、増額している部分もあります。毎年出場しています九州大会・全国大会の補助金額が不足する見込みでありますので、増額の予算をつけております。

中学校九州・全国大会出場補助ということで、第9回全九州地域選抜中学校テニスとか、4つの項目が挙げてありますが、これに出場しますので、この補助が必要になってくるということで増額をしております。

次に、中学校管理費の臨時になります。野尻に住んでいらっしゃる方から100万円の寄附をいただきました。市の広報誌28年1月号にも載ったところなんですけれども、亡くなったご主人が、自分の母校に楽器を寄附したいというのを生前から言っていたということで、その奥様が学校に寄附をしていただきました。

内容は、学校と、奥様を交えて協議をさせていただきました。また、奥様にもちょっとお話をさせていただいて、学校に納品されたら、学校で見たいなと思っているところです。

それから、28年度の当初予算になります。事業がここにあるんですけれ

ども、一応、大きなものの予算要求書をつけさせていただきました。

「次世代の学びを創造する」小林ICTプロジェクト事業費ということで、地方創生として、後で出てくるんですけども、平成27年度の継続事業といたしまして中学校の教科書改訂がありましたので、デジタル教科書を予算要求しております。

それから、地方創生の取り組みで、協議をいたしまして、「近未来型学校図書館」創造事業ということで、予算要求をしたんですけども、今から協議をしていく部分が、かなりありますので、28年度はゼロ査定になりました。

これについては、まだまだ、今から進めていこうと思っておりますので、今後、また研究していきたいと思っております。

それから、ICTプロジェクト事業費、これも地方創生枠で要求したんですけども、これについては、先ほどのデジタル教科書の部分だけが認められましたので、ここはゼロ査定になっております。

外国語教育推進事業費、これについては、現在の学習指導要領には小学校の6年生に外国語活動が導入されて、次回の改訂、平成28年の予定になっていますが、小学校5・6年の英語は、教科として位置づけられることになっています。3・4年生に外国語活動が導入される予定となっておりますので、今度の28年度予算には、ALTは、現在、2名なんですけれども、3名を配置したいということで予算要求を行いました。今回、市長査定では、ALT3名を配置していただくことで査定が通っております。ALT3名分が要求されております。

それから、0歳児からの教育推進事業費ということで、先ほど、ちょっと話にはありましたが、本年度は保護者向けのテキスト、それから、紙芝居をつくっていただきました。来年度も継続してやっていきたいということで、28年度は、保護者向けのテキストを増刷したいと思っております。

それから、第2弾として、年長児対象保護者向けのテキスト、それから、対象年齢を変えた幼児向け紙芝居等を、28年度つくってきたいという予算要求をしており、要望どおり査定を通ったということでもあります。

それから、子どもの悩みレスキュー事業費ということで、これも地方創生

絡みで予算要求をいたしました。これは、先ほど言いましたスクールソーシャルワーカーの報酬になります。スクールソーシャルワーカーは1人分で、それから、スクールアシスタントが、現在、5名いらっしゃるんですけども、平成28年度は、学校といろいろな要望を調整いたしまして、5名から3名にしたいと思っております。スクールソーシャルワーカーの報酬とスクールアシスタントの3人の費用ということで予算を組んでおります。

それから、小林ドリームステップ事業ということで、地方創生の分ですけども、これもゼロ査定なんですけれども、内容といたしましては、大手企業と連携して、本物との触れ合いが体験できる場を、子どもたちに提供したいということで、予算要求をしたんですけども、グローバルキッズ事業などの、社会教育でやっている部分とも重なり合いましたので、今回のこの事業については、ゼロ査定ということになっております。

それから、西諸地区いじめ問題対策専門家委員会の特別会計になるんですけども、これについては、今までの予算どおりの負担金を計上しております。学校教育については以上になります。

榎委員長 はい。

野口 学校教育で追加なんですけど、3月補正で、マイナスになっておりますが、これは小学校の校舎整備事業費です。平成28年度に必要な額を当初予算に計上しております。

榎委員長 はい、どうぞ。

脇村課長 では、社会教育課分の3月補正の総括表でございます。

図書館管理事業費（臨時）の減額についてですが、この主な原因は、図書館システムの入れ替えをしましたけれども、7月から新しく稼働をする予定でしたけれども、11月からの稼働ということで、その分によって、減額が起きたということでございます。

その下の文化振興事業費につきましては、文化会館の自主事業費の不用額ということでございます。

それから、一番下の発掘調査事業費についてですが、緊急開発等がなかったということで、発掘調査がなかった関係で減額でございます。

社会教育振興事業費の分については、一番上の高等学校全国大会等出場負担金ということで、増額となっております。これは、小林秀峰高等学校の機械部が、全国高等学校ロボット競技大会の全国大会に出場した、西諸の負担金審議会で決定をされて負担をするものでございます。

その下には、全国大会補助というのが、マイナスとなっておりますけれども、これは、高校以外の社会教育団体の関係で、出場はなかったということでもあります。

続きまして、社会教育課分の28年度の当初予算要求総括表であります。文化財保存活用事業費（臨時）でございます。これは、永久井野のかくれ念仏洞の橋梁の架け替えが、主な支出内容であります。それと、西諸2市1町の文化財マップをつくろうということで、経費が計上されております。あとは、文化会館、それから通常の社会教育事業、公民館管理費等が計上されているところであります。

森永貞一郎記念館管理事業費についてでございますが、現在、森永貞一郎顕彰会が指定管理者ということで管理をしていただいておりますけれども、3月末で解散をするということで、次期指定管理者がいないという状況になりましたので、直営で管理をするということになりました。その費用を計上しているところであります。

続きまして、豊かな心を育む体験活動事業費（地方創生）であります。

これにつきましても、自然体験活動、それから伝統継承活動をするPTA、自治公民館、任意団体等に事業委託を行いまして、子どもたちが、様々な体験活動を行う取り組みに対して支援を行うという事業と、もう一つが、将来、主体的に職業を選択する際の職業観や、勤労観の思想を培う機会ということで、グローバルキッズ事業を継続します。現在、医療、科学技術、国際理解の3つのコースを実施しておりましたが、来年度は農業コースを追加する予定にしているところであります。

続きまして、文化財振興事業費地方創生分でありますけれども、ここにも2つありまして、ガイドボランティアにガイド業務を委託しておりますけれども、ガイド業プラス、文化財や歴史的背景等の情報収集を行い、ストーリー性、創造性を持たせることにより、自然に郷土愛を育むことができ

るよう、案内資料を作成するための作業、というのを行っています。

それから、もう一つが、文化財愛護少年団が、4小・中学校で組織をされておりまして、郷土芸能の伝承活動に補助金等を組んでいます。

続きまして、保健体育課分の3月補正分ですが、これは、不用額の減額補正ということでありまして。次の、平成28年度の予算要求総括表、施設管理運営費用がほとんどでございます。

一番下の、てなんど小林学校給食応援事業費（地方創生）でございます。小林に住む若い世代の希望をかなえるという目標を掲げまして、その中で、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を行う、その中で、1つとして、子育て世代への経済的支援、子育て世帯応援事業ということで、取り組むことになったものであります。ふるさと納税に伴います、未来まち創生基金繰入金を充てまして、小・中学校の給食費の2分の1を補助するということで、予算計上をさせてもらっております。

予算額につきましては、9,250万円ということでありまして。以上です。

山下部長

給食費については、ちょっと補足をいたします。

義務教育における保護者の負担軽減を図りたいということで、実費負担の2分の1ということですが、いろいろなケースが考えられるということで、事務局で協議をしたんですけれども、要保護とか準要保護の児童生徒は、既に給食費は全額補助しています。

特別支援学級の子どもたちで、所得制限等はあるんですけれども、半額補助をしております。特別支援学級の子どもたちに対して、実費負担の2分の1の補助ということで考えた場合は、半額補助をしているんですけれども、その半額補助をしている残りの、親が負担している2分の1をやっばり補助するべきではないかということで、事務局でまとめたところです。

それから、県立の小林支援学校というのが東方小学校と東方中学校にあるんですけれども、ここも、県の補助が、子どもたちの給食費で全額とか2分の1とかというふうにあるんですけれども、やはりその親が実費負担をしている2分の1を支援するべきだということで、まとめたところです。

それから、義務教育ですので、野尻幼稚園に、週3回給食を運んで提供しているんですけれども、野尻幼稚園は、今回の応援事業には該当しないの

で、対象外ということで考えております。

それから、市内に住民票はあるんですけども、支援学校の都城とか宮崎とかに通っている子どもがおります。その子どもたちは、やはり親が負担している実費の2分の1、半分は補助をするべきではないかということで協議をいたしました。

それから、市外に通っている公立、私立の小学生、中学生については、非該当でいいのではないかと、という協議をいたしました。

それから、市内に住民票はあるんですけども、親の都合とか、いろんな家庭の事情で区域外に通っている子どもがおります。他市町に通っている子どもがいるんですけども、その子たちも非該当ということで考えております。

それから、市外から小林に通っている子どももいるんですけども、他市町で区域外申請をして、小林の学校に通学している場合も非該当ということで協議をいたしました。以上です。

槇委員長

以上で、終わりですか。

山下部長

はい、続きまして、須木分室の27年度3月補正になります。これも不用による、減額予算になります。それから、28年度の予算になります。事務局管理費は通常の予算要求になっております。野尻分室につきましては、28年度の予算要求、これについても、通常どおりの予算要求になっております。以上です。

野口

今、議案第16号としましては、指定管理の2件の議案と、それから3月補正予算、28年度当初予算が主な内容になりまして、先ほど関連で給食費補助の説明があったんですが、これは、この第16号が終わった後に、改めてご協議いただければと思います。一旦分けて、まずは指定管理の案件と予算関係でご審議いただければと思います。

槇委員長

何かご質問はないでしょうか。

野口

指定管理の件については、前回、1月の定例会で答申についてご審議いただき、承認をいただきました。それを受けての議案という形になります。

槇委員長

このまま議案で出すということですね。

野口

そうです、これがそのまま議案になります。

榎委員長 よろしいでしょうか、そちらのほうは。
予算について何かご質問ないですか。

榎委員長 ご承認いただけますか、指定管理者の指定は。よろしいでしょうか。(はい)
ありがとうございます。
続きまして、予算について何かご質問ないでしょうか。

大部菌職務代理 前回の議会では、道が暗かったとか、いろいろありましたよね。

中屋敷教育長 通学路ですね。

榎委員長 それに対してはどこかについているんですか。

野口 予算としては、今おっしゃった通学路の街灯については、危機管理課の予算になるんですけども、校内の修繕ですとか工事費については、小学校施設維持補修費、そして（臨時）というのが工事費ということで、小学校のほうです。
中学校のほうも修繕費と工事費ということで計上してあります。

榎委員長 こういので、トイレの改善とかをされていくということですね。

野口 そうですね。そういうことになります、照度とかの対策も。

榎委員長 はい、わかりました。

大部菌職務代理 委員長、いいですか。

榎委員長 はい、どうぞ。

大部菌職務代理 スクールアシスタントが減りますよね。これは何かやっぱり理由があって減らすんですか。活動も、ちょっと私たちにはよく見えてこないというか、アシスタントを5名置かれて学校でどうだったのかなど。アシスタントの方に聞くと、以前聞いたときは、先生たちがうまくやっているので余り活躍する場面がないというのも聞いたこともあったんですよ。2名減らされるというのは、ソーシャルワーカーを、市で配置するというのも、その理由の一つになっているのでしょうか。

山下部長 今、5校、5人設置しているんですけども、校長先生と担当職員で、予算を組むときにヒアリングを行っております。その結果を受けて、5名から3名にさせていただいて、その代わりスクールソーシャルワーカーを1人配置ということで予算を立てております。

野口 スクールアシスタントは、学校配置で学校にいる方、相談員というイメー

ジなんですよね。ソーシャルワーカーは、教育長の報告にもありましたように、家庭の問題とかがあった時に自由に動き回る、学校だけじゃなくて家庭まで入っていく、そういった意義が、今、重要視されていて、県のほうも増員する。でも、市のほうに配置されるかということ、そこはわからないということで、市としてやっぱりここは重点を置こう、ということで、ちょっと切り換えていくという内容になると思います。

河野指導監

今もありましたように、スクールソーシャルワーカーは、専門的な視点で、関係機関との連携を図りながら、時には、家庭の中に入っていくながら、広い視野で子どもたちを守っていく働きをしてもらっています。スクールアシスタントの場合は、休み時間にそのスクールアシスタントのところに、気軽に子どもが、ぱっと来たりして、普段の会話をしながら、学校の中になかなか自分の居場所だとか、いろいろな悩みを抱えたりした時の子どもたちが、何気ない言葉でやりとりをしたりして、心の落ちつきを取り戻したり、教育相談という形ではなくて、日常の中で子どもたちが抱えているようなことを、話をしたことで一人で悩んでいたことがすっきりとするなど、日常の接触の中で小さな問題の芽を解消していこうという立場ですから、役割が大きく違うところがあります。

先ほど、部長から説明がありましたように、このスクールアシスタントについても、子どもたちの実態からすると必要かどうかというところを、校長先生にヒアリングをしまして、効果が出ているので置いて欲しいなど、という点で検討していただき、配置を決定したものです。以上です。

楨委員長

ありがとうございます。

中屋敷教育長

補足なんですけど、事業効果として、「教員以外の専門スタッフを配置し様々な業務を連携・分担して行う」、次に「『チーム学校』の推進」という、これは、国が、今、学校教育の中で、この言葉を使っています。これからどんどん使われていくと思うんですけども、これは、諸外国に比べて日本の学校は、教員が全て担うという仕組みになっています。ところが外国は、専門のカウンセラーが入ったりして、役割分担をしながら、学校というのが成り立っている国が多いんです。何もかも日本では、学校が抱え込んでしまう状況があるため、多忙感とかメンタルな面で解決を図っていく必要

が出てきたため、国がシフトしようとしている姿が、このチーム学校という考えです。

そこの大きなものが、スクールカウンセラー（SC）の活用です。

今、県の予算で小林中と細野中に配置されております。

国としては、スクールカウンセラー（SC）、スクールアシスタント（SA）とスクールソーシャルワーカー（SSW）の3つを、配置しようとしております。我々もそれをしようと考えています。これからの学校のイメージというのは、子どもたちの抱えている問題に対して、教員だけで対応していくという姿は、変わってくると思います。専門職が入って行って子どもをケアしたり、親をケアしたりするなど、だから、福祉と教育の境が融和していくのではないかと、期待をしているんです。それがまさしくスクールソーシャルワーカーの働きなんですね、学校と家庭をつなぎ、関係機関ともつないでいく。これからは、そういったことが必要になっていくと思うんです。以上です。

槇委員長 ありがとうございます。

山中委員 委員長、よろしいですか。

はい、どうぞ。

山中委員 学校給食が2分の1負担になるということなんですが、非常にありがたいことだと思うんですが、元々学校給食というのは、今の給食費というのは、食材の分を支払っていますが、人件費は含まれていないですね。現在でも、食材以外の経費を市が負担している、その食材費をさらに、今回、2分の1ということなので、随分助かると思うんです。その給食については、ものすごく人件費がかかっていることだとか、それ以外に施設の経費といったのも、せっかくのいい機会なので、保護者の皆さんに伝え、1つの給食における補助の大きさについて知らせてもいいんじゃないかなと思います。ただ安くなるんじゃないかと、価値といいますか、そういったのも、食育の一つであると思うので、いい機会じゃないかなと思います。以上です。

槇委員長 ありがとうございます。

それは非常にいいことですよね。はい、どうぞ。

野口 センター管理事業費というのが幾つか出てきておりますが、これが、実際、

センターにかかる経費とかになっていると思います。積み上げれば、相当な額になりますね。人件費はさらに別になっています。

榎委員長 その辺もやっぱり住民の皆さんに知ってほしいですね。それによって、やっぱり教育というものは、これだけかかるものだから、みんなで一生懸命応援してやらないといかん、という流れも生まれてくるのだと思いますね。

中屋敷教育長 よろしいですか。

榎委員長 はい、どうぞ。

中屋敷教育長 「将来の小林を担う子供たちが、給食を食べる時に、誰かが給食の一部を負担してくれていて、それが小林市民全体であることに気づき、感謝することを学ぶ」と、こういうことだと思っんですね。それで、学校ではどうしているかということ、センターに見学に行ったり、あるいは給食感謝デーみたいなものをして感謝をする、作文とかを書いて、そういう取り組みをしています。

ただ、保護者にどういうふうに伝えているかということ、まだ課題がありますので、今後、今、山中委員が言われたように、価値を理解していただくとか、そういう働きかけをしていきたいと思っています。PTA協議会も含めてですね。

榎委員長 やっぱり、それが一番大事ですね。保護者の方もわかってもらう必要がありますよね。子どもは素直だから、そういうことを話したら、気がついて素直に受け入れてくれるんですね。保護者の方には、その辺をどんなふう理解してもらうか。その感謝の気持ちをどうやって喚起していくか、非常に大事なことだと思います。

山中委員 その1食を、二百数十円で全部賄っているかのように、見えてしまうんですね。ところが、それは違うんですね。

榎委員長 そういう取り組みもやっぱりしていくべきですね。ほかに何かないでしょうか。

大部菌職務代理 森永貞一郎記念館を、指定管理にせず直営でということですが、喫茶部がありましたよね、あれはあのまま継続とか、どういう形になるんですかね。

脇村課長 今回、直営でやることによって、公の財産になるということで、目的外使用の申請をしていただいて、そのまま継続という予定にしております。

大部菌職務代理 それじゃ、期間とか、そういうのはもうなくて、ずっと継続。

脇村課長 1年更新になっていきます。

楨委員長 ほかにないでしょうか。(なし)

それでは、議案第16号をご承認いただけますでしょうか。(はい)

どうもありがとうございました。

それでは、次回の予定ですね。

野口 来月は2回あります。臨時会は、毎年、教職員の異動関係ですね。

3月23日が、議会終了後ですけども、定例会で議会報告ですとか、年度の切り替え関係の議案があります。

また、先日の総合教育会議でありました基本方針ですね、大綱にあてる予定の基本方針(案)、それをご提案する予定ですので、よろしくお願ひします

楨委員長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは、以上で、平成28年第2回定例会を終了します。

どうもお疲れさまでした。

閉会 16:57

委員長

委員長職務代理者

委員

委員

教育長

調整職員
